

| 頁 | 正 | 誤 |
|-----|---|---|
| 186 | <p>発注者支援業務共通仕様書</p> <p>第 1006 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は担当技術者を定めた場合（変更する場合）は、その氏名、その他必要な事項を監督員に提出（〔II 編〕様式-28、29）するものとする。</p> <p>2. 担当技術者は、土木工事に係る業務である場合は次の第 1 号から第 8 号のいずれかの者、除染作業業務に係る</p> <p>3. ～（以下省略）</p> | <p>発注者支援業務共通仕様書</p> <p>第 1006 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は担当技術者を定めた場合（変更する場合）は、その氏名、その他必要な事項を監督員に提出（〔II 編〕様式-28、29）するものとする。</p> <p>2. 担当技術者は、土木工事に係る業務である場合は次の第 1 号から第 7 号のいずれかの者、除染作業業務に係る</p> <p>3. ～（以下省略）</p> |